

健康スポーツ医を組織化し、名簿を公表し、種々の要望に答えている事例等を紹介する。

1. 秋田県医師会

秋田県医師会では理事会の承認の基、ホームページに認定健康スポーツ医名簿を掲載することになり、個人の掲載許可の意志確認作業中である。掲載完了後は、県民からの問い合わせや、各種大会への協力、講演依頼等に応える事で活躍の場を拡げたいと考えている。依頼は、県医師会にお願いするか、ホームページで検索し直接交渉していただくようにする予定である。

2. スポーツ医学研究会の事例（秋田県スポーツ医学研究会）

平成 6 年から秋田県スポーツ医学研究会（資料 1）を組織化し、年 1 回開催し、平成 25 年度で 20 回を数える。また、平成 16 年からは、年 1 回「スポーツ医・科学セミナー」を一般の方々を対象に行ってきた。平成 25 年度は 188 名の会員がおり、日本体育協会公認スポーツドクター、日本整形外科学会認定スポーツ医、日本医師会認定健康スポーツ医は全員入会しており、秋田県医師会から助成金が毎年 20 万円支給されている。また、秋田県体育協会スポーツ医学委員会に依頼され、国体帯同ドクターや各種医療班や医事委員はこの研究会から選ぶのを原則として活躍の場を確保している。また秋田放送（ABS ラジオ）「みんなの健康」の番組中「スポーツと健康」コーナーではスポーツ医学研究会の幹事が分担し担当している。具体的には幹事自身が出演するか、幹事がスポーツドクターを選定し出演していただいている。

3. 千葉県医師会

平成 23 年に千葉県医師会の会員で日本医師会認定健康スポーツ医の資格を持つ医師にアンケートを取り、公開することに了承を得られた医師の氏名、医療機関、標榜科目、（治療対象として）得意とするスポーツ等を掲載した名簿を作った。現在、この名簿を千葉県内の学校を中心に配布している。また、昨年は高等学校体育連盟が作成した、体育の指導者を対象とした指導用の冊子にこの名簿を掲載してもらった。スポーツ医の活用は、大変重要なテーマであるにもかかわらず社会に浸透していない現状がある。私の考えをまとめたものを昨年の千葉県医師会雑誌巻頭言に書いた。

（千葉県医師会学校保健担当理事 森本浩司）

資料 1 秋田県スポーツ医学研究会会則

秋田県スポーツ医学研究会会則

【名称】

第1条 本会は秋田県スポーツ医学研究会と称する。

【目的】

第2条 スポーツ医学に興味のある医師が連携し、本県の健康スポーツ及び競技スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. スポーツ医学に関する研修（少なくとも年1回学術集会を開く）
2. スポーツ障害調査
3. スポーツメディカルチェックの指導及び実施
4. 地域住民、各スポーツ団体等へのスポーツ医学知識の啓蒙
5. 各競技大会における救急医療への協力
6. スポーツを通して地域住民の健康増進
7. その他 前条の目的達成のために必要なこと

【会員および会費】

第4条 本会会員は、秋田県および他地区の医師で、本会の目的に賛同する医師とし、入会金は無料、参加費は1,000円とする。

1. 10年間連続して研究会に参加していない会員については原則として退会とする。ただし、退会決定前に対象会員の意思を聞き、継続の希望があれば1年間保留とする。この際、連絡先不明の場合は自動的に退会とする。脱会の意思表示があった時は速やかに退会の手続きをする。
2. 演者（共同演者含む）及び参加者は会員であることを原則とする。
3. 名誉会員は役員会で推薦決定し、総会で承認する。名誉会員からは会費は徴収しない。

【役員】

第5条 本会の目的のために次の役員を置き会の運営にあたる。

1. 会長1名。会長は本会の業務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長が2名。幹事若干名。
会長が任務を遂行できない場合は副会長が代行することができる。
3. 監事2名。監事は本会の会計および会務の監査を行う。
4. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 役員改選は役員会で決め、総会で承認する。

【会計】

第6条 本会の会計は学術集会において会員に提示し、この承認を求めることとする。会計年度は1月1日から同年12月31日とする。

【会則の変更】

第7条 会則の変更は役員会において起案し、総会出席者の過半数の賛同を得て決定する。

【事務局】

第8条 本会事務局を下記におく。

〒010-8548 秋田市本道1丁目1-1

秋田大学医学部整形外科学教室内 秋田県スポーツ医学研究会事務局

TEL 018-884-6148 FAX 018-836-2617

本会則は平成24年1月28日より施行する。

4. 長崎県医師会

長崎県医師会では、長崎県民を対象として「健康・体力相談事業」を長崎県立総合体育館スポーツ科学管理棟で行い、この事業に長崎県医師会スポーツ医部会が全面的に参画協力している（平成24年3月 健康スポーツ医学委員会答申 国民がスポーツを通じて健康づくりのできる体制の整備 p.80 参照）。

スポーツ団体から長崎県医師会長あてのスポーツ医出動依頼のフォームを作成している（資料2）。

資料2 県医師会に対するスポーツ医派遣依頼書の例（長崎県医師会）

平成 年 月 日	
ス ポ ー ツ 医 出 動 依 頼	
長崎県医師会長 殿	
申請者住所： 団 体 名： 代表者氏名： (TEL) 担 当 者： (TEL)	
下記のとおり大会を開催するにあたり、長崎県医師会推薦のスポーツ医を派遣下さるようお願いします。	
1. 大 会 名	
2. 日 時	
3. 場 所	
3. 参 加 者 (人数・対象者等)	
4. 出動依頼時間	
5. 報 酬 額	
6. 備 考 (連絡事項等)	

資料3 尼崎市スポーツ医会会則

尼崎市スポーツ医会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は尼崎市スポーツ医会と称し事務所を尼崎市医師会内に置く。

(構成)

第2条 会員は以下をもって構成する。

1. 尼崎市医師会に所属しスポーツ医学に係わる診療に従事する、もしくは関心をもって自己を高め、市民の健康に寄与しようとする医師。
2. 尼崎市において1.と同様に考えている医師。
3. 準会員：尼崎市スポーツ医会の目的・主旨に賛同し、尼崎市スポーツ医会が入会を認めた個人もしくは団体。

(目的及び事業)

第3条 本会は会員相互の緊密なる連絡協調のもとにスポーツ医学における医療の向上、市民の健康保持、並びに会員相互の親睦融和と福祉増進を計ることを目的とし、次の事業を行う。

1. スポーツ医学における医療の研究
2. 保険診療内容の向上とその調査研究
3. 会員相互の連絡調整と福祉増進
4. スポーツ医学を通して市民の健康増進に寄与努力する
5. その他目的達成に必要な事項

(役員)

第4条 本会に下記の役員を置く。

1. 名誉会長
2. 会長 (1名)
3. 副会長 (5名)
4. 幹事 (若干名)
5. 監事 (2名)

(役員の仕事)

第5条

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、予め会長の定めた順位によりその職務を代理し、会長欠員の時は次期会長決定までその職務を代行する。
3. 幹事は本会の会務を執行する。
4. 監事は会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第6条

1. 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。
2. 任期満了後であっても後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第7条

1. 会長は総会において選出する。
2. 名誉会長、副会長、幹事、監事は会長が選任する。
3. 監事は他の役員を兼ねることが出来ない。
4. 会長に欠員を生じた場合は総会において補欠を選出し、補欠により就任した会長の任期は前任者の残任期間とする。また他の役員に欠員が生じた場合は会長が補

欠を選任し、補欠により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

(顧問)

- 第8条
1. 本会に顧問を置くことが出来る。
 2. 顧問は総会を経て会長が委嘱する。
 3. 顧問は総会、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。
 4. 顧問の任期は会長の残任期間とする。

(会議)

- 第9条
1. 会議の種類は総会、役員会、会長副会長会の3種とする。
 2. 会議はすべて会長が之を招集する。
 3. 総会は毎年1回以上開催する。
 4. 役員会、会長副会長会は必要に応じ之を開催する。
 5. 会員の2分の1以上の要求がある時は会議を開かなければならない。

(総会の決議並びに報告事項)

- 第10条 次に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。
1. 会規約の変更
 2. 収支決算
 3. 事業計画
 4. 経費の分担及び収入報告
 5. 収支予算

次に掲げる事項は総会に報告しなければならない。

1. 庶務関係事項
2. 事業関係事項

(会議の表決)

- 第11条 各会議は出席者の過半数をもって決する。

(経費)

- 第12条
1. 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充てる。
 2. 会員及び準会員は会費を分担し毎年4月に前納するものとする。
(平成14年6月7日改定)
 3. 会費の額は総会において決める。

(会計年度)

- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(附則)

- 第14条 本会則は平成10年4月1日より執行する。
- 第15条 平成15年4月1日選出の役員の任期は一年とする。但し再任は妨げない。
(平成14年6月7日設定)

尼崎市スポーツ医会旅費規程

1. この規程はスポーツ医会の会務のため出務した時に支給する旅費に関して定める。
(出務費の伴うスポーツイベント等は含まない。)
2. 旅費の種類は、交通費、旅費諸費、宿泊費の三種とする。
3. 会員の出張旅費は別表の通り定める。

附 則

この規程は平成23年4月1日より実施する。

(別表)

種別	交通費				旅費諸費 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)	備考
	鉄道	航空賃	船賃	自動車 運賃			
会員	実費	実費	実費	実費	5,000	実費 (上限 15,000)	

H23.2.24幹事会で承認